

産業建設常任委員会

日 時 平成31年3月11日（月）午後1時35分～
場 所 第2委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑） ※付託表その2

（審査順：別紙審査日程）

- （1）第53号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （2）第54号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）第55号議案 亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- （4）第57号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
- （5）第59号議案 市道路線の認定、廃止及び変更について

4 討論～採決

5 要望について

- （1）市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望
- （2）事務処理の適正化についての要望

6 行政報告

京都・亀岡保津川公園について

7 その他

- （1）議会だよりの掲載内容について
- （2）閉会中の継続審査について
- （3）月例開催について

平成 3 1 年市議会定例会 3 月議会

産業建設常任委員会 資料

上 下 水 道 部

亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

1 趣 旨

学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準を改正するとともに、水道料金、加入金、飲料水供給施設料金及び下水道使用料について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定整備を図るため、関係条例の一部改正を一括して行う。

2 制定する条例名

亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

3 条例改正の内容

(1) 亀岡市水道事業給水条例の一部改正

- ①水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格のうち、布設工事監督者にあつては学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の土木科を修めて卒業した者、水道技術管理者にあつては同法に基づく学校の工学等に関する学科目を修めて卒業した者として、当該科目等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えること。
- ②水道料金及び加入金について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税法及び地方税法に基づく税率を乗じて得た額を加えた額にすること。
- ③条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

(2) 亀岡市下水道条例の一部改正

- ①下水道使用料について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税法及び地方税法に基づく税率を乗じて得た額を加えた額にすること。
- ②条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

(3) 亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正

- ①飲料水供給施設料金について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税法及び地方税法に基づく税率を乗じて得た額を加えた額にすること。
- ②条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

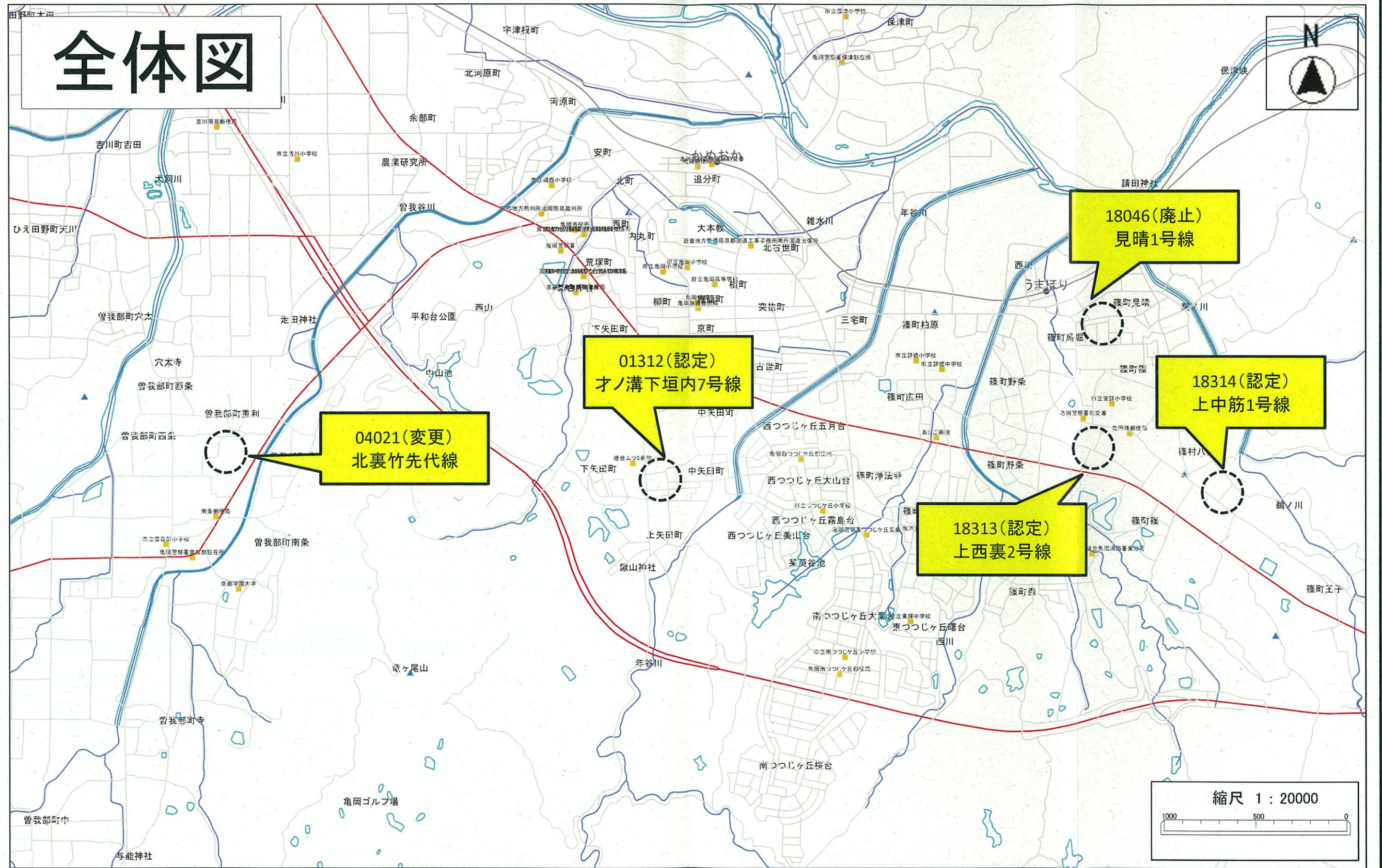
4 施行期日

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日 施行…………… 3(1)亀岡市水道事業給水条例の一部改正①
- ・ 平成 31 年 10 月 1 日 施行…………… 3(1)亀岡市水道事業給水条例の一部改正②
3(2)亀岡市下水道条例の一部改正
3(3)亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正

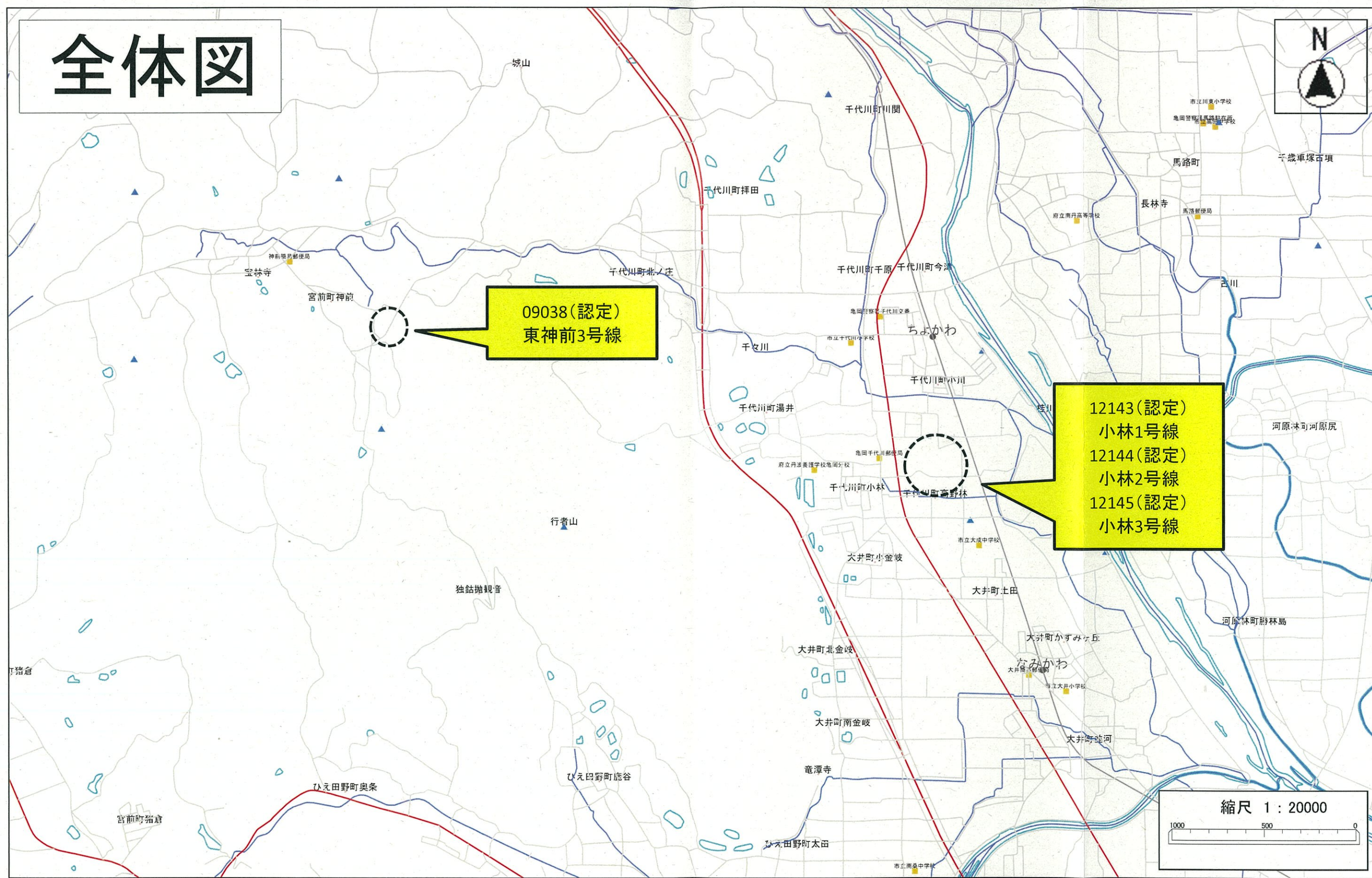
平成31年亀岡市議会定例会3月産業建設常任委員会 第59号議案 市道路線の認定、廃止及び変更 概要

路 線 名	延 長 m	幅 員		事 業 概 要
		最 小 m	最 大 m	
市 道 認 定				
(上矢田町～中矢田町) 1) 才ノ溝下垣内7号線	54.87	6.01	12.01	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(宮前町) 2) 東神前3号線	99.30	6.00	6.00	亀岡市宅地開発等に関する指導要綱に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(千代川町) 3) 小林1号線	395.38	9.00	12.00	「亀岡市高野林・小林土地区画整理事業」において計画され、本市が整備を行う新設道路を、新たに市道に認定するものです。
(千代川町) 4) 小林2号線	93.44	8.50	8.50	「亀岡市高野林・小林土地区画整理事業」において計画され、本市が整備を行う新設道路を、新たに市道に認定するものです。
(千代川町) 5) 小林3号線	345.61	6.00	6.00	「亀岡市高野林・小林土地区画整理事業」において計画され、本市が整備を行う新設道路を、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 6) 上西裏2号線	34.56	6.00	12.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
(篠町) 7) 上中筋1号線	31.41	6.00	12.00	都市計画法に基づく開発地域内の道路であり、今回認定要件が整ったため、新たに市道に認定するものです。
市 道 廃 止				
(篠町) 1) 見晴1号線	52.40	0.00	0.00	宅地開発により計画されていた道路を市道に認定したのですが、その後の開発計画の変更に伴い不要となったため、市道を廃止するものです。
市 道 変 更				
(曾我部町) 1) 北裏竹先代線 変更前 変更後	673.72 423.72	1.80 1.80	3.39 3.39	国営緊急再編整備事業亀岡中部地区の実施に伴い、既存の市道路線の起点を変更するものです。

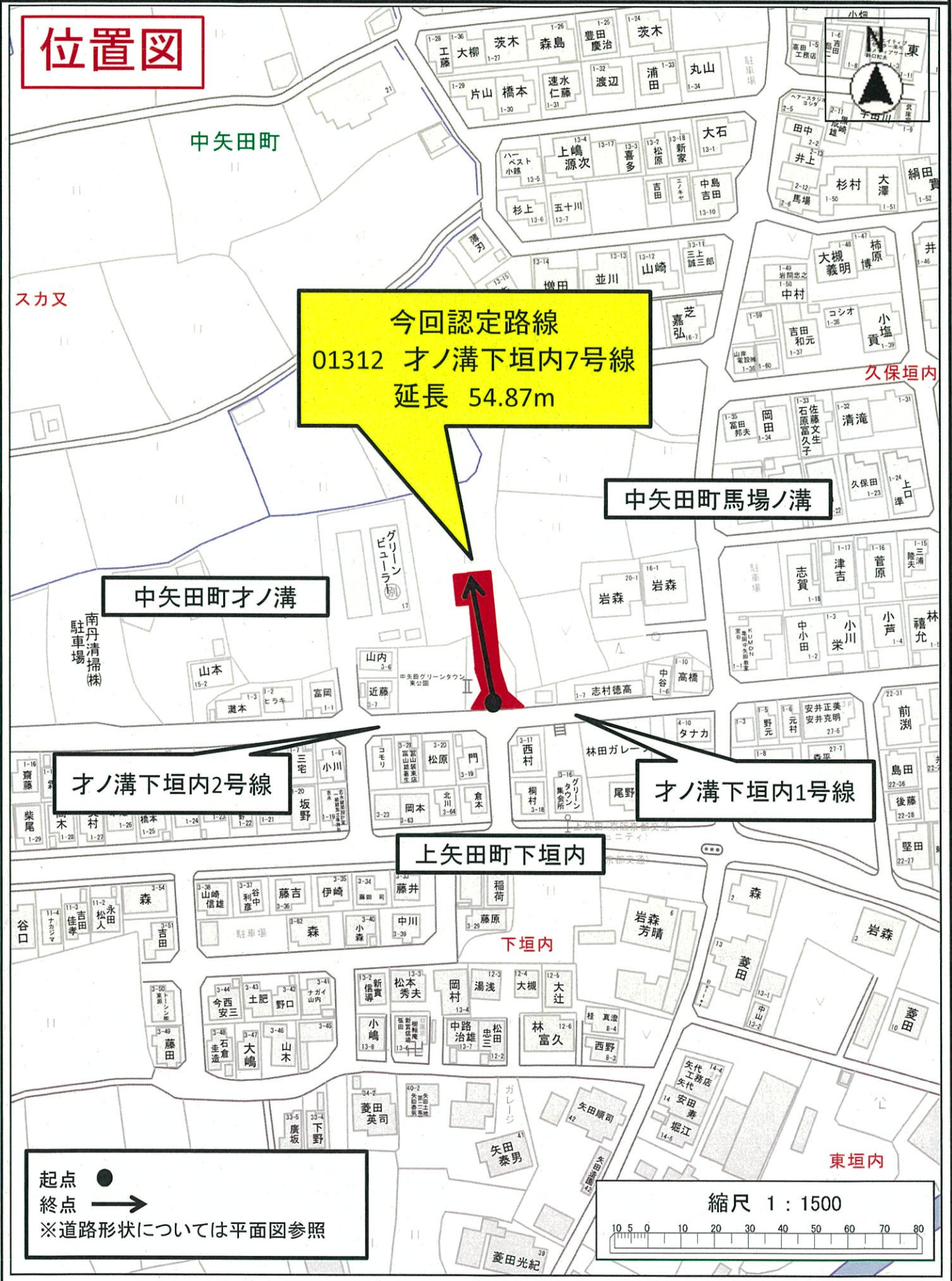
全体図



全体図



位置図



才ノ溝下垣内7号線 起点

起点→終点



才ノ溝下垣内7号線 終点

終点→起点



位置図



東神前3号線 起点

起点→終点



東神前3号線 終点

終点→起点



千代川町

今回認定路線
12144 小林2号線
延長 93.44m

今回認定路線
12143 小林1号線
延長 395.38m

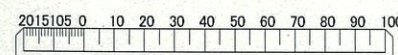
今回認定路線
12145 小林3号線
延長 345.61m

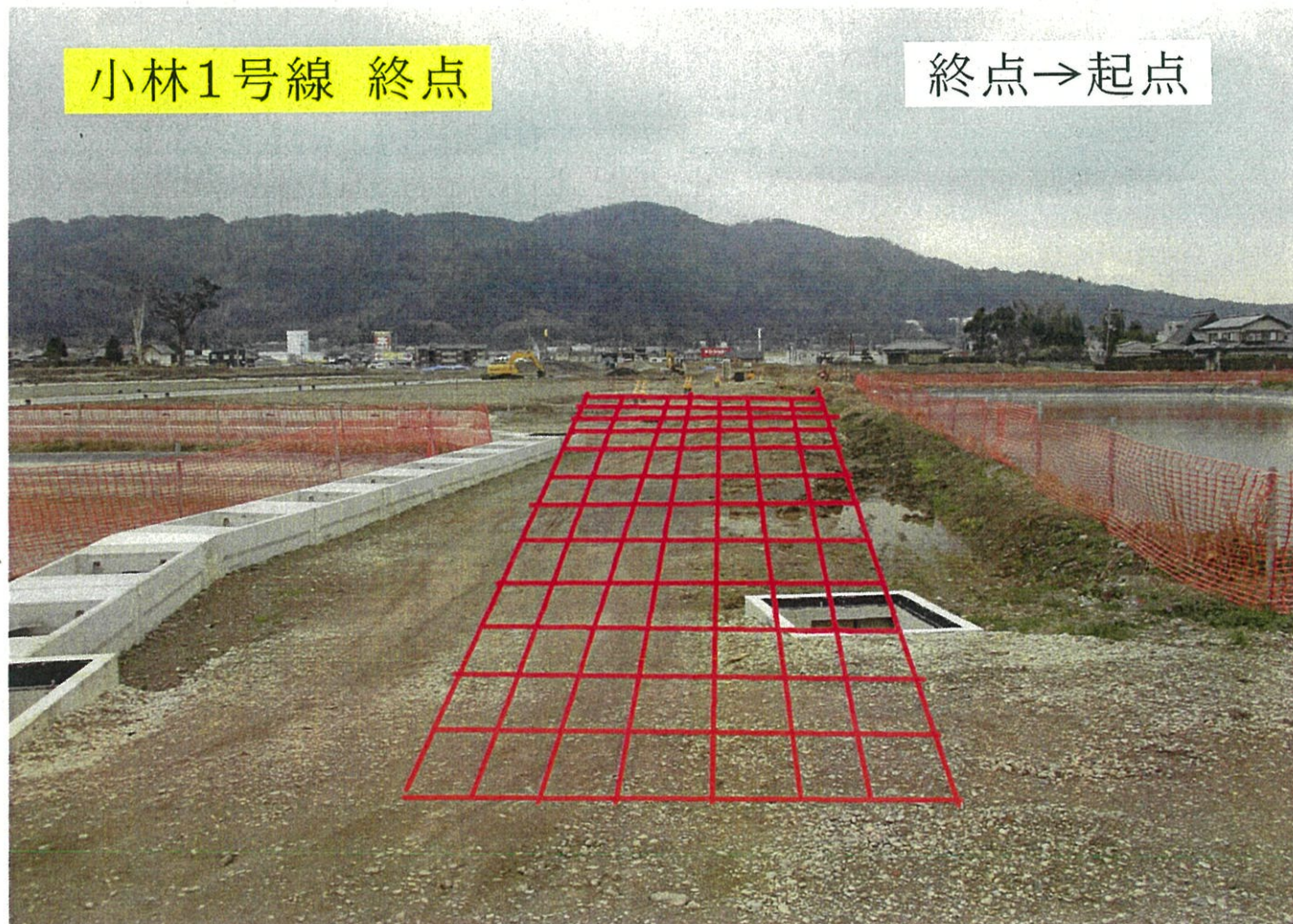
JR嵯峨野線

国道9号

起点 ●
 終点 →
 ※道路形状については平面図参照

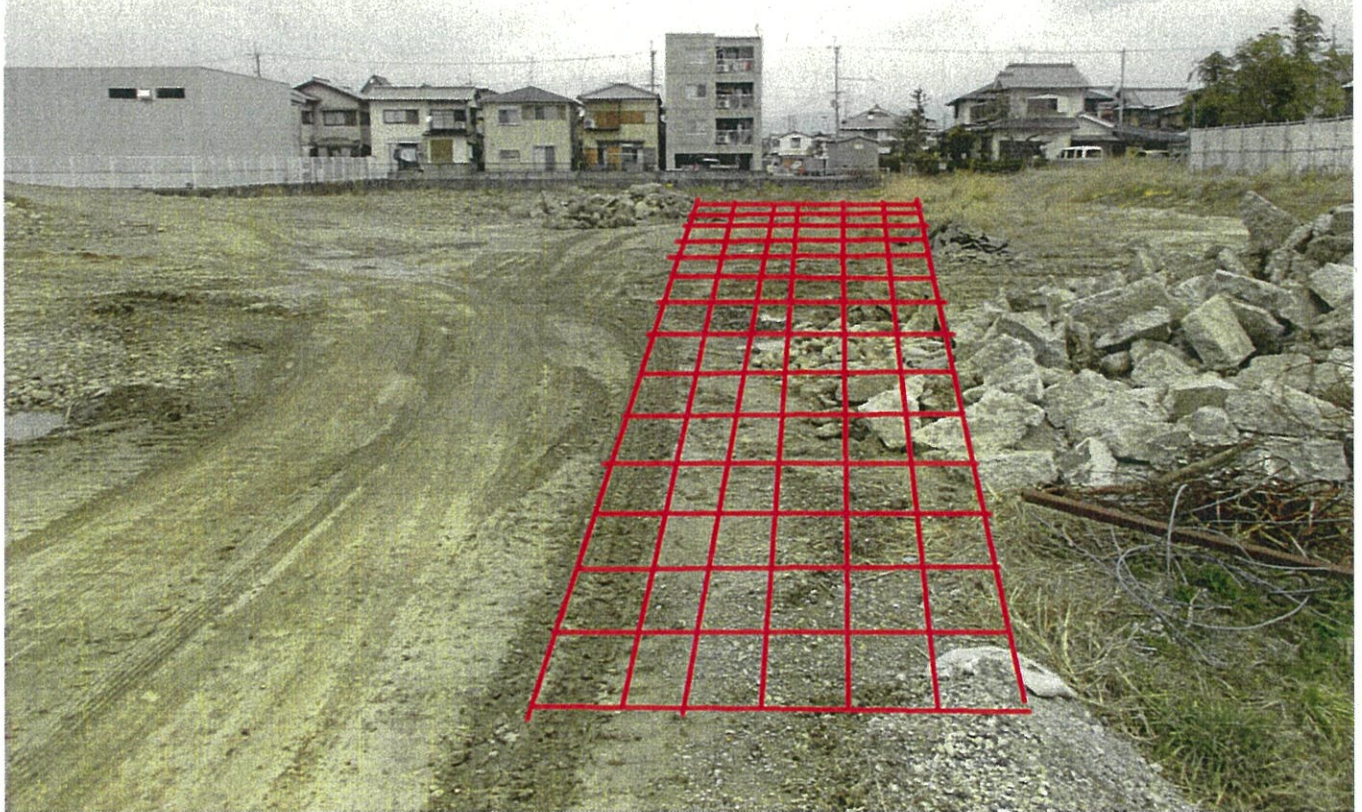
縮尺 1 : 2500





小林2号線 起点

起点→終点



小林2号線 終点

終点→起点

